○農林水産省告示第千四百三十二号

内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）第九条第一項の規定による内水面漁業の振興に関する基本的な方針について、同条第五項の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十六年十月十五日

農林水産大臣　西川　公也

我が国は、国土の約七割を占める豊かな森林による水源涵養機能等により水に恵まれており、地域ごとに河川や湖沼において特色ある漁業が営まれてきた。内水面漁業は、河川や湖沼で漁獲されるあゆやわかさぎ、湖沼や養殖池で養殖されるうなぎやこい等、和食文化と密接に関わる様々な食用水産物を供給するほか、にしきごいを始めとした観賞用水産物の供給を行っている。また、内水面漁業は、これら水産物の供給の機能に加え、内水面漁業者による水産動植物の増殖や漁場環境の保全・管理を通じて、釣り場や自然体験活動の学習の場といった自然と親しむ機会を国民に提供する等の多面的機能を発揮し、豊かな国民生活の形成に大きく寄与している。

一方、内水面における漁獲量は、昭和五十三年の十三万八千トンをピークに、平成二十四年には三万三千トンまで減少している。その要因として、河川等内水面水産資源の生息環境の変化、オオクチバス等の特定外来生物（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する特定外来生物をいう。）及びカワウ等の鳥獣（鳥類又は哺乳類に属する野生生物をいう。）（以下「特定外来生物等」と総称する。）の生息域の拡大と食害等が指摘されている。また、内水面における養殖生産量についても、昭和六十三年の九万九千トンをピークに、平成二十四年には三万四千トンまで減少している。このうち生産量の五割を占めるうなぎ養殖業において、養殖用種苗の漁獲量が長期的に減少傾向にある。うなぎ資源の持続的な利用を確保するため、同一の資源を利用している周辺諸国・地域との連携・協力を強化し、国際的な保存管理の枠組みを構築し、うなぎの資源管理を推進することが喫緊の課題となっている。

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十八条第二項に規定する内水面組合（以下「内水面漁業協同組合」という。）の正組合員数は、昭和五十八年の五十六万七千人をピークに、平成二十年には三十八万人まで減少しており、内水面漁業の生産体制の脆弱化により、内水面の水産物の安定的な供給や内水面漁業の有する多面的機能の発揮に支障を来すことが懸念される状況にある。内水面漁業が盛んな地域には、内水面漁業と農林業、観光業等とが密接に関連しながら地域産業を形成している中山間地域も多く、内水面漁業の生産体制の脆弱化は、中山間地域の社会の活力の低下にも繋がるものである。

このような状況の下、内水面漁業の振興に関する法律（以下「法」という。）が制定された。この基本方針は、内水面漁業をめぐるこれらの状況を踏まえて、法第九条第一項の規定に基づき、内水面漁業の振興に関する基本的方向、内水面水産資源の回復に関する基本的事項、内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項、内水面漁業をめぐる情勢の変化を勘案し、及び内水面漁業に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに見直し、所要の変更を行うこととする。

第一　内水面漁業の振興に関する基本的方向

内水面における漁業生産力を発展させ、あわせて国民生活の安定向上及び自然環境の保全に寄与するため、内水面漁業施策の推進に当たっては、内水面漁業の有する水産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮され、将来にわたって国民がその恵沢を享受することができるようにすることを旨として、内水面水産資源の生息状況、生息環境等についての必要な調査に基づき、関係省庁、地方公共団体及び内水面漁業協同組合等が連携し、内水面水産資源の回復や漁場環境の再生、内水面漁業の健全な発展等、内水面漁業の振興に必要な施策を総合的に推進することとする。

第二　内水面水産資源の回復に関する基本的事項

1　内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等

内水面水産資源の増殖及び養殖の推進を図るため、内水面水産資源の増殖技術の研究開発を推進するとともに、生息環境改善の手法や放流効果の高い種苗生産技術等得られた成果が広く活用されるように普及を図る。また、内水面水産資源の種苗生産施設や中間育成施設の整備を推進するとともに、水害等により内水面水産資源が被害を受けた場合には、その状況についての都道府県からの報告を踏まえ、緊急に内水面水産資源を回復するための種苗放流等に対する支援等について検討の上、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

また、資源の減少が危惧されているにほんうなぎについては、河川域における生息状況の調査を行うとともに、種苗の大量生産の早期実用化に向けた研究開発を推進する。

2　特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等

特定外来生物等による内水面水産資源に対する被害を防止するため、外来魚について、効率的な防除手法の技術開発を進めるとともに、電気ショッカーボート、偽の人工産卵床設置等による防除を推進する。

また、近年特に被害が広域化・深刻化しているカワウについて、カワウ対策に関する内水面漁業者等の知識の向上を図りつつ、カワウの生息状況や被害状況の調査に基づく効果的な駆除活動等を推進することにより、「カワウ被害対策強化の考え方」（平成二十六年四月二十三日農林水産省・環境省公表）に規定する被害を与えるカワウの個体数を平成三十五年度までに半減させる目標の早期達成を図る。

3　内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等

内水面水産資源に係る冷水病等の伝染性疾病の予防及びまん延防止のため、内水面水産資源に係る伝染性疾病に対する迅速な診断法及び予防・治療技術の開発及び普及を推進するとともに、海外における伝染性疾病の発生状況及び新疾病の発生状況等について情報を収集し、都道府県の協力を得つつ、内水面漁業者に対して、必要な情報を迅速に提供する。

また、内水面水産資源に係る輸入防疫対象疾病の国外からの侵入を防ぐため、隔離検疫等を的確に運用し、必要があれば、焼却、埋却等の措置を命じる。

第三　内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項

1　内水面に係る水質の確保

内水面水産資源の生育に資する水質の確保を図るため、地域の実情に応じ、下水道、浄化槽その他の排水処理施設について、地方公共団体による整備等を促進する。

2　内水面に係る水量の確保

内水面における水量を確保する場合にあっては、各地で流域を中心とした地下水の涵養を促進するための雨水浸透枡、浸透トレンチ、透水機能を有する舗装等の雨水貯留浸透施設の設置や水田の冬期湛水等健全な水循環系の構築に努めるものとする。

3　森林の整備及び保全

森林の有する水源の涵養の機能の発揮により良質な水の安定供給を確保する観点から、内水面水産資源の生育環境の保全及び改善に資するよう、適切な保育、間伐等の森林の整備を推進するとともに、治山施設の整備や保安林の適切な管理等による森林の保全を推進する。また、地域の多様な主体の参加と連携による国民参加の森林づくり等を推進する。

4　内水面水産資源の生育に資する施設の整備

内水面における水産動物の遡上・降下環境の改善のため、堰等の河川横断施設について、内水面における水産動物の移動経路の確保や水量・水質を含めた生息環境の保全等を考慮しながら、魚道の設置、改良及び適切な維持管理を推進する。また、内水面水産資源の生育に重要な役割を果たす水田と河川との連続性に配慮した整備や、各種技術資料の作成・技術情報の提供を通じた技術的支援を行うこと等により、自然との共生及び環境との調和に配慮する。

さらに、内水面水産資源の生育又は内水面生態系の保全に資するため、あゆ、渓流魚等の産卵場となる礫底の造成、こい、ふな等の産卵場となる産卵植生の保全及び造成、様々な水産動植物の棲み家となる石倉等の設置等の取組を推進する。